

第 15 号 平成22年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成22年度高知県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
1 沿岸漁業改善資金助成事業収入		1 沿岸漁業改善資金助成事業費	
	1 沿岸漁業改善資金助成事業収入	1 沿岸漁業改善資金助成事業費	1 沿岸漁業改善資金助成事業費
歳 入	合 計	歳 出	合 計
	192,800		192,800
	192,800		192,800
	192,800		192,800

平成22年度高知県流域下水道事業特別会計予算

第 16 号

平成22年度高知県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,869,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入		歳 出	
		款	項 額
1 流域下水道事業 取 入	項	金 額	金 額
	1 流域下水道事業 取 入	1,869,121	1,869,121
1 流域下水道事業 取 入	1,869,121	1 流域下水道事業費	1,869,121
歳 入	合 計	歳 出	合 計
	1,869,121		1,869,121

第2表 地域地方債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	258,000	1 借入方法は普通貸借又は証券発行人 2 借入先は政府資金その他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成23年度から平成52年度までの30箇年以内に おいて、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができ。

平成22年度高知県港湾整備事業特別会計予算

第 17 号

平成22年度高知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ965,336千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入		歳 出	
		款	項
1 港湾整備事業収入	項	1 港湾整備事業費	金額
	金額	1 港湾整備事業費	金額
	965,336		965,336
1 港湾整備事業収入	965,336	1 港湾整備事業費	965,336
歳 入 合 計	965,336	歳 出 合 計	965,336

第2表 地方債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	383,000	1 借入方法は普通貸借又は証券発行人 2 借入先は政府資金その他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成23年度から平成52年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れられる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができ。

第 18 号 平成22年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

平成22年度高知県の高等学校等奨学金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ598,997千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	入		出		
	項	金額	款	金額	
1 高等学校等奨学金貸付事業収入		598,997	1 高等学校等奨学金貸付	598,997	
	1 貸付事業収入	598,997		1 貸付事業費	598,997
歳入	合計	598,997	歳出	合計	598,997

第2表 債務負担行為 (単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
高等学校等奨学金貸付	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで		460,764

(総 則)

第 1 条 平成 22 年度 高知県 電気事業 会計 の 予算 は、次 に 定め る と ころ に よ る。

(業 務 の 予 定 量)

第 2 条 業 務 の 予 定 量 は、次 の と お り と す る。

(1) 水 力 供 給 電 力 量 171,629,000 キ ロ ワ ッ ト 時

(2) 風 力 供 給 電 力 量 3,759,700 キ ロ ワ ッ ト 時

(収 益 的 収 入 及 び 支 出)

第 3 条 収 益 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、次 の と お り と 定 め る。

収 入

第 1 款 電 気 事 業 収 益	1,392,118 千 円
第 1 項 営 業 収 益	1,325,278 千 円
第 2 項 財 務 収 益	53,522 千 円
第 3 項 営 業 外 収 益	3,396 千 円
第 4 項 特 別 利 益	9,922 千 円

支 出

第 1 款 電 気 事 業 費 用	1,327,474 千 円
第 1 項 営 業 費 用	1,253,800 千 円
第 2 項 財 務 費 用	22,809 千 円
第 3 項 営 業 外 費 用	46,865 千 円
第 4 項 特 別 損 失	1,000 千 円
第 5 項 予 備 費	3,000 千 円

(資 本 的 収 入 及 び 支 出)

第 4 条 資 本 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、次 の と お り と 定 め る (資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 対 し 不 足 す る 額 138,761 千 円 は、消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 資 本 的 収 支 調 整 額 2,139 千 円、減 債 等 積 立 金 84,747 千 円、中 小 水 力 発 電 開 発 改 良 積 立 金 43,975 千 円 及 び 過 年 度

分損益勘定留保資金7,900千円で補てんするものとする。)

収入	
第1款 資本的収入	8,007千円
第1項 貸付金償還受入金	8,007千円
支出	
第1款 資本的支出	146,768千円
第1項 建設改良費	61,021千円
第2項 企業償還金	84,747千円
第3項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
杉田発電所水車発電機オーナーホール及び 圧油装置等取替工事	平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで		254,390

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と財務費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 453,479千円
- (2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎正直

第 20 号 平成22年度高知県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度高知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水量	
一日平均給水量	27,383立方メートル
年間総給水量	9,994,795立方メートル
(2) 給水先事業所数	56社

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	175,008千円
第1項 営業収益	168,237千円
第2項 営業外収益	5,771千円
第3項 特別利益	1,000千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	161,529千円
第1項 営業費用	147,432千円
第2項 営業外費用	11,097千円
第3項 特別損失	2,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額34,266千円は、減価等積立金17,467千円、建設改良積立金7,791千円及び過年度分損益勘定留保資金9,008千円で補てんするものとする。)

第1款	収	入	
第1項	資	本	314,855千円
第2項	借	入	314,854千円
	雑	入	1千円
	支	出	
第1款	資	本	349,121千円
第1項	建	設	123,013千円
第2項	企	業	217,100千円
第3項	借	入	8,008千円
第4項	予	備	1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 48,865千円
- (2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎正直

平成22年度高知県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度高知県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 安芸病院事業

(1) 病床数	94,170床
(2) 年間患者数 入院 外来	41,442人 106,409人
(3) 一日平均患者数 入院 外来	114人 433人

2 芸陽病院事業

(1) 病床数	55,845床
(2) 年間患者数 入院 外来	42,040人 16,783人
(3) 一日平均患者数 入院 外来	115人 68人

3 幡多けんみん病院事業

(1) 病床数	129,575床
(2) 年間患者数 入院	91,362人

外 来	143,469人
(3) 一日平均患者数	
入 院	250人
外 来	583人
4 主要な建設改良事業	
安芸地域県立病院（仮称）整備事業	360,267千円
医療器械等整備事業	536,183千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	本庁事業	業収	
第1項	医業	外収	140,884千円
第2項	特別	利益	140,883千円
		利益	1千円
第2款	安芸病院	事業収	2,694,106千円
第1項	医業	外収	2,152,636千円
第2項	医業	外収	541,469千円
第3項	特別	利益	1千円
第3款	芸陽病院	事業収	1,186,795千円
第1項	医業	外収	721,693千円
第2項	医業	外収	465,101千円
第3項	特別	利益	1千円
第4款	幡多けんみん病院	事業収	8,230,658千円
第1項	医業	外収	7,013,468千円
第2項	医業	外収	1,217,189千円
第3項	特別	利益	1千円
収入合計			12,252,443千円

出

支

第 1 款	本 庁	事 業	費 用	141,384千円
第 1 項	医 業	費 用	140,380千円	
第 2 項	医 業	費 用	3千円	
第 3 項	医 業	費 用	1千円	
第 4 項	特 予	損 失	1,000千円	
第 2 款	安 芸 病 院	事 業	費 用	3,364,445千円
第 1 項	医 業	費 用	3,275,184千円	
第 2 項	医 業	費 用	71,850千円	
第 3 項	医 業	費 用	17,411千円	
第 3 款	芸 陽 病 院	事 業	費 用	1,099,073千円
第 1 項	医 業	費 用	1,077,584千円	
第 2 項	医 業	費 用	18,424千円	
第 3 項	医 業	費 用	3,065千円	
第 4 款	幡 多 け ん み ん 病 院	事 業	費 用	8,690,451千円
第 1 項	医 業	費 用	8,336,249千円	
第 2 項	医 業	費 用	318,362千円	
第 3 項	医 業	費 用	35,840千円	
支 出 合 計				13,295,353千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款	資本的収入
第1項	企業借入金
第2項	借入金
第3項	負債金
第4項	補助金
第5項	雑収入
	2,153,300千円
	870,400千円
	441,895千円
	811,701千円
	29,303千円
	1千円

支出

第1款	資本的支出
第1項	建設改良費
第2項	企業債等償還金
	2,153,300千円
	896,450千円
	1,256,850千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
安芸病院検体検査委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		213,032
安芸病院事務委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		200,014
安芸病院未収金回収等委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		998
芸陽病院検体検査委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		9,942
芸陽病院事務委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		4,146
芸陽病院未収金回収等委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		230
幡多けんみん病院医事委託料	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで		880,020
幡多けんみん病院給食委託料	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで		335,766
幡多けんみん病院未収金回収等委託料	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで		3,180
安芸地域県立病院(仮称)整備事業費(医師公舎)	平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで		107,648
安芸地域県立病院(仮称)整備事業費(看護宿舎)	平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで		44,029

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設事業費	351,300	519,100	1 借入方法は普通貸借又は証券発行 2 借入先は政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成23年度から平成52年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができ
医療器械等整備事業費					
計	870,400				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,785,707千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 高知県病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、173,231千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,352,118千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	生理検査情報システム	1 式
	CRシステム	1 式
	体外衝撃波結石破碎装置	1 式

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎正直